

人材募集

詳しくはお問い合わせください。

職種・勤務内容	募集人数	対象	勤務期間	勤務日時	報酬など	申込方法	選考日・選考方法	申し込み・担当課
区立保育園 要支援児保育士 集団保育の適応などに補助が必要な乳幼児の保育業務	若干名	保育士の資格を有する方	6月1日～平成32(2020)年3月31日	月～土曜日のうち週4日または5日 午前8時30分～午後5時15分の間で、対象となる乳幼児が登園する時間(週30時間勤務。勤務曜日・時間は採用園による)	月額149,500円 交通費・有給休暇あり。 健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	5月14日(火)午後3時までに電話で申し込みの上、市販の履歴書と82円切手を面接時に持参。	5月15日(水)に書類選考・面接。	保育課 ☎5654-8267
区立保育園 短時間保育士 乳幼児の保育業務		月～金曜日 午前7時15分～午後3時または正午～午後8時30分の間で6時間(勤務時間は採用園による)		月額175,800円 交通費・有給休暇あり。 健康保険・厚生年金・雇用保険加入。				
区立保育園 保育補助 朝と夕方、1日2回出勤する変則勤務	10人程度			月～土曜日 午前7時15分～午後8時30分・週29時間以内(勤務曜日・時間は採用園による)	時給1,080円 交通費・有給休暇あり。 週20時間以上勤務の場合は健康保険・厚生年金・雇用保険加入。			
区立保育園 用務補助	若干名	資格不問		週3～5日勤務・週26時間以内 ▷月～金曜日 午前9時～午後3時 ▷土曜日 午前9時～午後4時(勤務曜日・時間は採用園による)	時給1,030円(土曜日は1,070円) 交通費・有給休暇あり。 週22時間以上勤務の場合は健康保険・厚生年金・雇用保険加入。			
生活支援員 心身に障害のある方に対する食事、排せつなど身の回りの介護や生きがい支援	2人	次のいずれかに該当する方 ▷大学などで心理学、教育学、社会学、社会福祉学のいずれかを履修した方 ▷社会福祉士、介護福祉士、保育士のいずれかの資格を有する方 ▷障害者施設などで障害者支援の経験がある方	採用日から平成32(2020)年3月31日	月～金曜日 午前8時45分～午後2時45分または午前9時30分～午後3時30分	月額184,200円 交通費・有給休暇あり。 健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	電話で申し込みの上、市販の履歴書、資格を証する書類の写し、小論文「障害者の支援を行うにあたり、施設職員として留意することについて」(1,000字以内・様式自由)、返信用封筒(82円切手貼付・宛先記入)を持参か郵送。	書類選考の上、随時面接。	〒124-0006 堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内 障害者施設課 ☎5698-1329
専門調査員(歴史) 博物館が実施する歴史学に関する調査、資料保管などの業務	若干名	歴史資料調査、歴史資料の整理作業、目録など調査報告書の作成・執筆の経験があり、歴史学の分野に精通し、学芸員の資格またはそれと同等の知識・経験を有する方	7月1日～平成32(2020)年3月31日	原則、水～日曜日のうち週4日 午前9時～午後5時15分	月額205,000円 交通費・有給休暇あり。 健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書、調査などの実績一覧(様式自由)、返信用封筒(82円切手貼付・宛先記入)を、5月16日(木)(必着)までに持参か郵送。封筒に「専門調査員(歴史または考古)」と朱書き。	6月2日(日)に筆記・面接。	〒125-0063 白鳥3-25-1 郷土と天文の博物館 ☎3838-1101
専門調査員(考古) 博物館が実施する発掘調査、資料保管などの業務		発掘調査、出土遺物の整理作業、報告書作成・執筆などの経験があり、考古学の分野に精通し、学芸員の資格またはそれと同等の知識・経験を有する方						

国民健康保険に加入する方、やめる方へ 届け出が必要です 【担当課】 国保年金課(区役所3階315番) ☎5654-8210

国民健康保険に加入するときや、やめるときは、事由が発生した日から14日以内に国保年金課または区民事務所へ必ず届け出をしてください。届け出が遅れると、加入する事由が発生した月までさかのぼった保険料の納付が必要になります。届け出の際、世帯主と異動する世帯員のマイナンバーを確認できる物(マイナンバー(個人番号)カード・通知カード・マイナンバーの記載された住民票の写しのいずれか)と、届け出者の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポート・顔写真付きの住民基本台帳カードなど)をお持ちください。同一世帯でない方の加入や変更の届け出には、委任状が必要です。

	届け出をするとき	届け出に必要な物
加入するとき	葛飾区に転入し、引き続き国保に加入するとき	必要な物はありません。転入の届け出の際に、加入をお申し出ください。 ※外国籍の方で在留資格が「特定活動」の場合は、「指定書」が必要です。
	職場の健康保険をやめたときや、扶養家族でなくなったとき	職場の健康保険をやめた日付を証明できる物(資格喪失証明書または退職証明書、離職票など)、扶養でなくなった日付を証明できる物(被扶養者資格喪失証明書など)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書または保護停止決定通知書
	国保加入者に子どもが生まれたとき	必要な物はありません。出生届の際に、加入をお申し出ください。
やめるとき	職場の健康保険に加入していない外国籍の方が住民基本台帳に登録されたとき	パスポート、在留カード、特別永住者証明書などをお持ちください。 在留資格が「特定活動」の方は「指定書」が必要です。
	葛飾区外へ転出するとき	葛飾区の国民健康保険証
	職場の健康保険に加入したときや、扶養家族になったとき ※職場から区役所への連絡はありません。必ず、ご自分で届け出をしてください。	葛飾区の国民健康保険証、職場の健康保険に加入した日付(扶養認定された日付)を証明できる物(職場の健康保険証または資格取得証明書など)
	生活保護を受けるようになったとき	葛飾区の国民健康保険証、保護開始決定通知書または保護変更決定通知書(保護受給証明書でも可)
	国保加入者が死亡したとき	亡くなられた方(世帯主が亡くなられた場合は世帯員全員)の葛飾区の国民健康保険証

※保険料のお支払いは、年金から天引きされる方を除いて、口座振替でお願いします。国民健康保険に加入する手続きの際は、キャッシュカード、または通帳および金融機関届出印をお持ちください。
 ※外国籍の方が国民健康保険に加入するときは、原則、在留期間が3カ月を超えていて、葛飾区に住民登録をしていることが必要です。
 ※世帯主が葛飾区の国民健康保険以外の健康保険に加入しているときは、その保険の種類と扶養に入れない理由をお尋ねします。
 ※国民健康保険証は簡易書留郵便で送付します。即日交付を希望する世帯主または世帯員は、マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポート・顔写真付きの住民基本台帳カードなどの本人確認書類を必ずお持ちください(本人確認書類をお持ちでない方は事前に電話でご相談ください)。
 ※国民健康保険をやめる手続きの際、70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証も併せてお持ちください。